埼医業Ⅲ発第４６３－３号
令和６年７月２２日

各郡市医師会長　殿

埼玉県医師会長　金井　忠男
（担当常任理事　長又　則之）
（公印省略）

母体保護法施行規則別記様式第１３号（２）に定める
人工妊娠中絶実施報告票の改正について（再周知）

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、日本医師会から標記の件について、別添のとおり通知がございました。

つきましては、母体保護法指定医師、母体保護法指定医師が所属される医療機関（設備指定機関）には、本会より別添のとおり通知いたしましたので、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

担当：業務課業務Ⅲ担当　渡邊
電話：０４８－８２４－２６１１

埼医業Ⅲ発第４６３－２号
令和６年７月２２日

母体保護法指定医師
所属医療機関（設備指定機関）の長　殿

埼玉県医師会長　金井　忠男
（担当常任理事　長又　則之）
（公印省略）

母体保護法施行規則別記様式第１３号（２）に定める
人工妊娠中絶実施報告票の改正について（再周知）

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、日本医師会から標記の件について、別添のとおり通知がございました。

つきましては、母体保護法指定医師あてには本会より別添のとおり通知いたしましたので、貴院におかれましてもご了知いただき、報告の漏れがないようご高配くださいますようお願い申し上げます。

担当：業務課業務Ⅲ担当　渡邊
電話：０４８－８２４－２６１１

埼医業Ⅲ発第４６３－１号
令和６年７月２２日

母体保護法指定医師　各位

埼玉県医師会長　金井　忠男
（担当常任理事　長又　則之）
（公印省略）

母体保護法施行規則別記様式第１３号（２）に定める
人工妊娠中絶実施報告票の改正について（再周知）

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、日本医師会から標記の件について、別添のとおり通知がございました。

本件については、令和５年５月３０日付埼医業Ⅲ発第２７８－１号「母体保護法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布について」にて、本会から通知しましたが、改めて周知するものです。

つきましては、母体保護法指定医師が所属される医療機関（設備指定機関）の長あてにも別途通知いたしますが、留意事項をご確認の上、毎月ご提出いただく人工妊娠中絶実施報告において記載誤りがないようご留意ください。

【母体保護法に関すること】
担当：業務課業務Ⅲ担当　渡邊
電話：０４８－８２４－２６１１

【用紙販売に関すること】
担当：管理課医事・福祉担当　安東
電話：０４８－８２４－２６１１

留意事項

- 人工妊娠中絶を実施した医師が使用する人工妊娠中絶実施報告票に、「人工妊娠中絶薬の投与の有無」の欄を設け、手術による人工妊娠中絶の他、妊娠初期又は妊娠中期に人工妊娠中絶の用途で使用する薬剤使用の有無を記載すること。
 改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 経口中絶薬（メフィーゴパック*）は、１剤目と２剤目を投与する日が異なることとなるため、本経口中絶薬を用いた人工妊娠中絶について「人工妊娠中絶を実施した日」には、１剤目を投与した日を記載する。＊妊娠９週０日以下の者が対象

人工妊娠中絶実施報告票の書き方について

別記様式第十三号（二）（第二十七条関係）

人　工　妊　娠　中　絶　実　施　報　告　票

（令和　年　月分）

(1) 人工妊娠中絶を受けた者の番号		(2) 人工妊娠中絶を受けた者の年齢	満　年
(3) 人工妊娠中絶を受けた者の居住地	都道府県　郡　市　区　町　村　支庁	(4) 人工妊娠中絶を受けた者の妊娠週数	1　満７週以前 2　満８週～満11週 3　満12週～満15週 4　満16週～満19週 5　満20週～満21週
(5) 人工妊娠中絶を実施した月日	月　日 経口中絶薬の場合１剤目の投与日を記載	(6) 該当条文	1　14条１項１号 2　14条１項２号
(7) 人工妊娠中絶を受けた理由	この為、今後妊娠を継続することにより母体の健康を著しく害するおそれあるものと認む。		
(8) 人工妊娠中絶を受けた者の社会保険適用の有無	有　無	(9) 人工妊娠中絶を受けた者の生活保護法による医療扶助適用の有無	有　無
(10) 人工妊娠中絶薬の投与の有無	有　無		
備考			

(1)　人工妊娠中絶を受けた者の番号を記載する。

(2)　人工妊娠中絶を受けた者の年齢を記載する。

(3)　人工妊娠中絶を受けた者の居住地を記載する。

(4)　人工妊娠中絶を受けた者の妊娠週数を〇で囲む。満１２週以後の人工妊娠中絶は、死産証書発給の有無を備考欄に記載すること。

(5)　人工妊娠中絶を実施した月日を記載する。経口中絶薬を使用した場合は、１剤目の投与日を記載すること。

(6)　該当条文を〇で囲む。

(7)　人工妊娠中絶を受けた理由を記載する。

理由の記載例

１４条１項１号について

- 身体的理由の場合（保険適用）
 現在治療中の病名（適用病名　肺結核、心疾患、腎疾患、肝疾患、高血圧、代謝疾患）、妊娠悪阻（高度のもの）等を記載する。左記病名を理由に書く場

合は、保険適用となる程の重症例のみで、疾患が治療を要すべき状態にあったことを併せて記載する。

- 母体の健康低下の理由の場合
 身体虚弱、高年妊娠（満３５才以上)、若年妊娠（満２０才未満)、頻回妊娠（前回の妊娠より１年以内の妊娠)、多産（３児以上を有するとき）等を記載する。
- 経済的理由の場合
 （７）に経済的理由と記載の上、備考欄には「妊娠の継続により生活保護の適用をうけるに至る。」と記載する。

１４条１項２号について

- 暴行により妊娠、脅迫により妊娠、抵抗することができない間に妊娠、拒絶することができない妊娠等を記載する。

(8) 人工妊娠中絶を受けた者の社会保険適用の有無を○で囲む。

(9) 人工妊娠中絶を受けた者の生活保護法による医療扶助適用の有無を○で囲む。

(10) 人工妊娠中絶薬の投与の有無を○で囲む。なお、この欄における人工妊娠中絶薬は、妊娠初期又は妊娠中期に、人工妊娠中絶の用途で使用する薬剤を指すものであること。

その他

- 人工妊娠中絶実施報告票は、翌月１０日までに埼玉県医師会「母体保護法指定医師担当」へご郵送ください。また、人工妊娠中絶を実施しなかった場合も、月ごとの人工妊娠中絶実施報告書を必ずご提出ください。
- 埼玉県医師会では報告票（旧様式及び新様式）を販売しておりますので、ご購入を希望される方は、管理課医事・福祉担当までご連絡ください。

日医発第340号(健Ⅱ)
令和６年５月１４日

都道府県医師会担当理事　殿

日本医師会常任理事
渡　辺　弘　司
濵　口　欣　也
（公印省略）

母体保護法施行規則別記様式第13号（２）に定める
人工妊娠中絶実施報告票の改正について（再周知）

母体保護法施行規則別記様式第13号（２）に定める人工妊娠中絶実施報告票の改正については、令和５年５月１日付日医発第275号(健Ⅱ)「母体保護法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布について」にて、貴会宛てお送りいたしました。

今般、こども家庭庁成育局母子保健課より、別添の通り、再周知依頼がありましたのでご連絡申し上げます。（下記参照）

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、郡市区医師会及び会員へ周知徹底が図られますよう、ご高配の程よろしくお願い申し上げます。

記

・人工妊娠中絶を実施した医師が使用する人工妊娠中絶実施報告票に、「人工妊娠中絶薬の投与の有無」の欄を設け、手術による人工妊娠中絶の他、妊娠初期又は妊娠中期に人工妊娠中絶の用途で使用する薬剤使用の有無を記載すること。
　改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
・経口中絶薬（メフィーゴパック）は、１剤目と２剤目を投与する日が異なることとなるため、本経口中絶薬を用いた人工妊娠中絶について「人工妊娠中絶を実施した日」には、１剤目を投与した日を記載する。

事　務　連　絡
令和６年５月７日

別記団体の長　殿

こども家庭庁成育局母子保健課

母体保護法施行規則別記様式第 13 号（２）に定める
人工妊娠中絶実施報告票の改正について（再周知）

平素より、母子保健行政に格別のご配慮賜り、厚く御礼申し上げます。

母体保護法（昭和 23 年法律第 156 号）第 25 条に基づく人工妊娠中絶の届出については、別添の「母体保護法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布について」（令和５年４月 28 日付こ成母第 51 号こども家庭庁成育局長通知）において、母体保護法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和５年内閣府令第 46 号）が令和５年４月 28 日に公布・施行され、同規則別記様式第 13 号（２）に定める人工妊娠中絶実施報告票に「人工妊娠中絶薬の投与の有無」の欄を設け、人工妊娠中絶の用途で使用する薬剤の投与の有無を記載することとしたこと等の周知を行ったところです。

このたび、人工妊娠中絶実施報告票の改正について再周知させていただきます。改正内容について改めて御了知いただき、貴管下の会員へ再度、周知徹底いただくようお願いします。

（別記）
公益社団法人　日本医師会
公益社団法人　日本産科婦人科学会
公益社団法人　日本産婦人科医会

別添

こ 成 母 第 ５ １ 号
令和５年４月２８日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

こども家庭庁成育局長

母体保護法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布について

本日、母体保護法施行規則（昭和 27 年厚生省令第 32 号。以下「規則」という。）の一部を改正する、母体保護法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和５年内閣府令第 46 号。以下「改正府令」という。）が公布されたところです。

改正府令の内容等は下記のとおりですので、御了知いただきますようお願いします。

記

第１　改正府令について

１　改正の趣旨

母体保護法（昭和23年法律第156号）第25条に基づき、人工妊娠中絶を実施した医師は、その月中の手術の結果を取りまとめ、都道府県知事に届け出なければならず、その届出は、規則別記様式第13号による報告書によらなければならないこととされているところ（規則第27条）。

今般、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に基づき、国内で初となる経口投与の人工妊娠中絶薬「メフィーゴパック」（以下「本経口中絶薬」という。）の製造販売についての厚生労働大臣の承認がなされたことを踏まえ、所要の改正を行うものである。

２　改正の内容

規則別記様式第 13 号（２）に定める人工妊娠中絶実施報告票について、「人工妊娠中絶薬の投与の有無」の欄を設け、妊娠初期又は妊娠中期に、人工妊娠中絶の用途で使用する薬剤の投与の有無を記載させるものとしたこと。

その他所要の改正を行ったこと。

３　施行期日等

（１）改正府令の公布の日（令和５年４月 28 日）から施行すること。

（２）改正府令による改正前の様式により使用されている書類は、改正府令による改正後の様式によるものとみなすこと。

（３）改正府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができること。

第２　留意事項

本経口中絶薬は、一般名ミフェプリストン及びミソプロストールの２剤を投与することにより人工妊娠中絶を行うものであるが、用法として、１剤目を投与する日と２剤目を投与する日が異なることとなる。このため、本経口中絶薬を用いた人工妊娠中絶については、「人工妊娠中絶を実施した日」には、１剤目を投与した日を記載するものとする。

別記様式第十三号（二）（第二十七条関係）

人　工　妊　娠　中　絶　実　施　報　告　票

（令和　　年　　月分）

(1)	人工妊娠中絶を受けた者の番号		(2)	人工妊娠中絶を受けた者の年齢	満　　年
(3)	人工妊娠中絶を受けた者の居住地	都　郡　区 道　市　町 府 県　支庁　村	(4)	人工妊娠中絶を受けた者の妊娠週数	1　満７週以前 2　満８週～満11週 3　満12週～満15週 4　満16週～満19週 5　満20週～満21週
(5)	人工妊娠中絶を実施した月日	月　　日	(6)	該当条文	1　14条１項１号 2　14条１項２号
(7)	人工妊娠中絶を受けた理由				
(8)	人工妊娠中絶を受けた者の社会保険適用の有無	有　　無	(9)	人工妊娠中絶を受けた者の生活保護法による医療扶助適用の有無	有　　無
(10)	人工妊娠中絶薬の投与の有無	有　　無			
備考					

日本産業規格Ａ列５番

記載上の注意

1　手術による人工妊娠中絶の他、薬剤の投与による人工妊娠中絶についても本票により報告するものとすること。

2　「人工妊娠中絶を受けた者の番号」欄については、各月ごとに人工妊娠中絶を受けた者について実施の順に付した番号を記入すること。

3　「人工妊娠中絶を受けた者の居住地」欄には、都道府県名等を記入し、該当する文字を○で囲むこと。

4　「人工妊娠中絶を受けた者の妊娠週数」欄は、該当する数字を○で囲むこと。

5　「該当条文」欄は、該当する数字を○で囲むこと。

6　「人工妊娠中絶を受けた理由」欄には、人工妊娠中絶を受ける理由となつた事実、例えば、結核のため妊娠の継続により健康を害する、暴行により妊娠等を記入すること。

7　「人工妊娠中絶を受けた者の社会保険適用の有無」欄、「人工妊娠中絶を受けた者の生活保護法による医療扶助適用の有無」欄及び「人工妊娠中絶薬の投与の有無」欄は、該当する文字を○で囲むこと。なお、「人工妊娠中絶薬の投与の有無」欄における人工妊娠中絶薬は、妊娠初期又は妊娠中期に、人工妊娠中絶の用途で使用する薬剤を指すものであること。